

北海道立職業能力開発支援センターの指定管理業務に係る管理の目標とその評価

1 管理の目標とは

道では、「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」(平成16年11月26日北海道規則第125号)第11条に基づき、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標を定めており、この目標を「管理の目標」という。

また、道が指定管理者の選定を行うときは、各申請者の業務計画の内容が、この「管理の目標」を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとしている。

さらに、実際に指定管理者が行う業務の遂行状況について、「管理の目標」に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその「管理の目標」を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うこととしている。

2 「管理の目標」に対する評価方法

ア それぞれの達成目標及び業績指標を以下の計算で点数化し、各評価点とする。(小数点第2位を四捨五入)

実績数値÷指標値×10 10点を超える場合は上限を10点とする。

イ それぞれの評価点に点数ウェイトを乗じて得た数値の合計点を以下のランク分けで評価する。

(小数点第2位を四捨五入)

評価基準	評価	考 え 方
9点以上	A	目標達成に向け努力が評価できる。
8.9～8.0点	B	目標達成に対し、一定程度の努力評価ができるが、一層の努力を要する。
7.9～7.0点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取組み方法等の検討を要する。
6.9～5.0点	D	目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
4.9点以下	E	業績が不良であり、道が改善指示を行う。 指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う。

※ 目標設定時点では到底予測できなかった特殊事情のため、目標達成できなかった場合に限り、評価点を調整して加点を行う。この調整点は、不測の事態等により目標値に対する達成率が著しく低い場合に加点することとし、総合評価段階で総点数の割程度の1.0を加点する。

4 本施設のR4年度指定管理業務に係る「管理の目標」に対する達成状況と評価

管理の目標及び業績指標	R4年度 指標値(A)	R4年度 実績値(B)	評価点 (B)/(A)×10 (10点超=10)	点数ウェイト	総合評価点	評価
① 相談・助言及び指導 業務における利用者数	人 4,267	人 4,244	9.9	3/10	9.9	A
② 研修室・実習室の利用稼働 率	% 46.5	% 45.0	9.7	4/10		
③ 利用者満足度の向上	% 97.4	% 99.7	10.0	3/10		